

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第6243号

報官

平成26年3月6日 木曜日

目次

〔最高裁規則〕

○民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則（最高裁四）

〔府 令〕

○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一六）

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一八）
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（防衛三）

〔告 示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務九七）
○日本国に帰化を許可する件（同九八）
○ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六五）
○学校教育法施行規則第二百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（文部科学二〇）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産三七〇（三七二））

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（同三七三）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同三七四（三七八））

○福江空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一八七）

○北九州空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同二八八）

○足寄ヘリポートの供用廃止の件（同二八九）

○特級の水域を指定する告示（海上保安庁三五）

○都市計画に関する件（近畿地方整備局三三、三四）

○道路に関する件（九州地方整備局四三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

林野庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について（原子力規制委員会）

東北地方整備局公示（東北地方整備局）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（北陸信越運輸局最低賃金公示二）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十六年三月六日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則

民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「百六十円」を「百六十四円」に改める。

第二条の四中「五百八十円」を「五百九十四円」に改める。

第二条の五中「五百円」を「五百十二円」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件（基本となる手続に係るものに限り）に係る費用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第二十八條の二第一項第二号、第四号及び第五号に規定する費用のうち、この規則の施行日以後にされた第三債務者の供託に係るものについては、この規則による改正後の民事訴訟費用等に関する規則の規定を適用する。

最高裁判所長官 竹崎 博允

府 令

○内閣府令第十六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十六年三月六日

内閣府令

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第九條第三項第一号中「昭和二十六年法律第九十八号」の下に「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）」を、「第二百二十五条第二項から第四項まで」の下に「預金保険法第百三十九条第二項」を加える。

第二十三條第二号中「第二百三十三條第一項から第四項まで」の下に「預金保険法第百三十七條第一項及び第二項」を加える。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

省 令

厚生労働省令第十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第十四項及び第七十六條の四の規定に基づき、薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月六日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中第百号を第百十号とし、第八十二号から第九十九号までを十号ずつ繰り下げ、第八十一号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 (Z) N—N—「三」(一—メトキシエチル)四—五—ジメチルチアゾール—「二」(三 H) —イリデン—「二—二—三—三—テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

第一條中第八十号を第八十九号とし、第七十三号から第七十九号までを九号ずつ繰り下げ、第七十二号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一 N—メチルインダン—「二—アミン及びその塩類

第一條中第七十一号を第七十九号とし、第六十八号から第七十号までを八号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五 二—(四—プロモ—二—五—ジメトキシフェニル) —N—「二—メトキシベンジル」エタンアミン及びその塩類

第一條中第六十六号を第七十三号とし、第五十九号から第六十五号までを七号ずつ繰り下げ、第五十八号を第六十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十四 一—フェニル—「二—(ピペリジン—「一—イル」)ブタン—「一—オン及びその塩類

第一條中第五十七号を第六十二号とし、第五十二号から第五十六号までを五号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 N—(ナフタレン—「一—イル」)—「一—ペンチル—H—インダン—「三—カルボキサミド及びその塩類

第一條中第五十号を第五十四号とし、第四十六号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十八 一—「三—四—ジメトキシフェニル」—「二—(ピロリジン—「一—イル」)ペンタン—「一—オン及びその塩類

第一條中第四十四号を第四十六号とし、第四十三号を第四十五号とし、第四十二号を第四十四号とし、第四十一号の次に次の二号を加える。

四十二 二—「三—四—ジクロロフェニル」—「二—(ピペリジン—「一—イル」)酢酸メチルエステル及びその塩類

四十三 一—「二—三—ヒドロベンゾフラ—「三—五—イル」)プロパン—「二—アミン及びその塩類

第二條第五号の表中—「四—フルオロフェニル」(ピペラジン、その塩類及びこれら含有する物の項の次に次のように加える。

N—メチルインダン—「二—アミン、その塩類及びこれら含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○防衛省令第三号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四條第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月六日

防衛大臣 小野寺五典

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一條の見出しを「三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額」に改め、同条第一項中「掲げる」の下に「者」を加え、同項各号を次のように改める。

一 一次に掲げる者 二十一万四千九百円

イ 防衛大学校を卒業した者

ロ 一般幹部候補生試験（大卒程度試験）（自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第三十六條の規定に基づく防衛大臣の定めにより大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を卒業した者又はこれに相当すると認められる者を対象とした採用試験をいう。）に合格した者

ハ 貸費学生（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十條の三第一項に規定する貸費学生をいう。次号ハにおいて掲げる。）のうち大学を卒業した者

ニ 次に掲げる者 二十三万五千八百円

イ 防衛医科大学を卒業した者

ロ 一般幹部候補生試験（院卒者試験）（自衛隊法施行規則第三十六條の規定に基づく防衛大臣の定めにより大学院（学校教育法による大学院をいう。ハにおいて同じ。）の修

士課程若しくは専門職大学院（同法による専門職大学院をいう。）の課程を修了した者又はこれらに相当すると認められる者を対象とした採用試験をいう。）に合格した者

ハ 貸費学生のうち大学院の修士課程を修了した者

二 医科幹部候補生試験、歯科幹部候補生試験又は薬剤科幹部候補生試験（自衛隊法施行規則第三十六條の規定に基づく防衛大臣の定めにより大学において医学、歯学若しくは薬学の正規の課程（学校教育法第八十七條第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者又はこれに相当すると認められる者を対象とした採用試験をいう。）に合格し、かつ、医師国家試験、歯科医師国家試験又は薬剤師国家試験に合格した者

第一條第二項を次のように改める。

2 自衛官として有用な経験を有すると防衛大臣が認める者の法第四條第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、その者の経験に応じ、二十四万八千八百円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。

第二條の二第一項及び第二項中「昭和二十九年総理府令第四十号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額は、改正後の防衛省職員給与施行規則第一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○法務省告示第九十七号

山形県最上郡真室川町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年三月六日

法務大臣 谷垣 禎一

山形県最上郡安楽城村大字差首鍋六百四十五番 齊藤幸次郎